

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)										新条文(R3.10)									
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編				
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1	1	0	0	1	第1節	適用	1	1	1	0	0	1	第1節	適用				
1	1	1	1	0	1	1.適用工種		1	1	1	1	1	1	1.適用工事		国交省の仕様書に準拠			
1	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準												
1	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「土木工事共通仕様書」第1編1-1-34諸法令の遵守によるほか、以下の基準類による。												
1	1	2	0	0	3		これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。												
1	1	2	0	0	4		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。												
								1	1	1	1	3	1	3.諸法令の遵守		国交省の仕様書に準拠			
								1	1	1	1	3	2		受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	国交省の仕様書に準拠			
								1	1	1	1	3	3		なお、主な法令は、「土木工事共通仕様書」第1編1-1-34諸法令の遵守によるほか、以下に示すとおりである。	国交省の仕様書に準拠			
1	1	2	0	0	5		電気用品安全法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	1	3	4		電気用品安全法 (平成26年 6月改正 法律第72号)	諸基準類の改定に伴う修正			
1	1	2	0	0	6		電気工事士法 (平成26年 6月改正 法律第 47号)	1	1	1	1	3	5		電気工事士法 (平成26年 6月改正 法律第72号)	諸基準類の改定に伴う修正			
1	1	2	0	0	7		有線電気通信法 (平成22年12月改正 法律第 65号)	1	1	1	1	3	6		有線電気通信法 (平成27年 5月改正 法律第 26号)	諸基準類の改定に伴う修正			
1	1	2	0	0	8		道路照明施設設置基準 (平成19年10月)									4-1-2に移動			
1	1	2	0	0	9		電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成28年 9月)									3-4-2、4-1-2に移動			
1	1	2	0	0	10		雷害対策設計施工要領(案) (平成18年11月)									3-4-15-2に移動			
1	1	2	0	0	11		各種合成構造設計指針・同解説 (平成22年11月)									3-4-2、4-1-2に移動			
1	1	2	0	0	12		LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案) (平成27年 3月)									4-1-2に移動			
2	0	0	0	0	1	第2編	器具及び材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	器具及び材料編				
2	3	0	0	0	1	第3章	電気設備工事(道路照明工事等)材料	2	3	0	0	0	1	第3章	電気設備工事材料	国交省の仕様書に準拠			
2	3	1	0	0	1	第1節	電線類	2	3	1	0	0	1	第1節	電線類				
2	3	1	1	0	1	2-3-1-1	電力用	2	3	1	1	0	1	2-3-1-1	電力用				
2	3	1	1	1	3		表2-3-1 電線類(電力用)	2	3	1	1	0	3		表2-3-1 電線類(電力用)	諸基準類の改定に伴う修正			
2	3	1	4	0	1	2-3-1-4	末端・接続処理材	2	3	1	4	0	1	2-3-1-4	末端・接続処理材				
2	3	1	4	1	4		表2-3-4 接続処理材	2	3	1	4	0	4		表2-3-4 接続処理材	諸基準類の改定に伴う修正			
2	3	1	4	3	1	3.	通信ケーブルの末端処理、接続処理材は、設計図書によらなければならない。	2	3	1	4	0	5	3.	通信ケーブルの末端処理、接続処理材は、設計図書によるものとする。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	2	0	0	1	第2節	配管類	2	3	2	0	0	1	第2節	配管類				
2	3	2	1	0	1	2-3-2-1	電線管及び付属品	2	3	2	1	0	1	2-3-2-1	電線管及び付属品				
2	3	2	1	1	1	1.	鋼製電線管(以下「金属管」という。)及びその付属品は、表2-3-5に示す規格に適合するものとする。	2	3	2	1	1	1	1.	鋼製電線管(以下「金属管」という。)及びその付属品は、表2-3-5に示す規格に適合するものとする。				
2	3	2	1	1	2		表2-3-5 金属管及び付属品	2	3	2	1	1	2		表2-3-5 金属管及び付属品	諸基準類の改定に伴う修正			
2	3	2	1	2	1	2.	硬質ビニル電線管及びその付属品は、表2-3-6に示す規格に適合するものとする。	2	3	2	1	2	1	2.	硬質ビニル電線管及びその付属品は、表2-3-6に示す規格に適合するものとする。				

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R3.10)						改定理由											
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文										
2	3	2	1	2		2	3	2	1	2		2	3	2	1	2	表2-3-6 合成樹脂管及び付属品	表2-3-6 合成樹脂管及び付属品	諸基準類の改定に伴う修正				
2	3	2	1	3	1	3.	2	3	2	1	3	1	3.	2	3	1	3.	PF管、CD管、波付硬質合成樹脂管及びそれらの付属品は、表2-3-7に示す規格に適合するものとする。	PF管、CD管、波付硬質合成樹脂管及びそれらの付属品は、表2-3-7に示す規格に適合するものとする。				
2	3	2	1	3	2		2	3	2	1	3	2	2	3	2	1	3	表2-3-7 PF管、CD管及び付属品、波付硬質合成樹脂管	表2-3-7 PF管、CD管及び付属品、波付硬質合成樹脂管	諸基準類の改定に伴う修正			
2	3	2	1	4	1	4.	2	3	2	1	4	1	4.	2	3	2	1	4.	金属製可とう電線管及びその付属品は、表2-3-8に示す規格に適合するものとする。	金属製可とう電線管及びその付属品は、表2-3-8に示す規格に適合するものとする。			
2	3	2	1	4	2		2	3	2	1	4	2	2	3	2	1	4	表2-3-8 金属製可とう電線管及び付属品	表2-3-8 金属製可とう電線管及び付属品	諸基準類の改定に伴う修正			
2	3	2	2	0	1	2-3-2-2	2	3	2	2	0	1	2-3-2-2	2	3	2	2	0	1	2-3-2-2	線び及び付属品		
2	3	2	2	1	1	1.	2	3	2	2	1	1	1.	2	3	2	2	1	1	1.	金属線び及びその付属品は、経済産業省令で定める「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成25年7月1日経済産業省令第34号)による。	金属線び及びその付属品は、経済産業省令で定める「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成25年7月1日経済産業省令第34号)による。	
2	3	2	2	2	1	2.	2	3	2	2	2	1	2.	2	3	2	2	2	1	2.	屋内配線用合成樹脂線び(以下「合成樹脂線び」という。)及びその付属品は、表2-3-9に示す規格に適合するものとする。	屋内配線用合成樹脂線び(以下「合成樹脂線び」という。)及びその付属品は、表2-3-9に示す規格に適合するものとする。	
2	3	2	2	2	2		2	3	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	表2-3-9 合成樹脂線び及び付属品	表2-3-9 合成樹脂線び及び付属品	諸基準類の改定に伴う修正
2	3	2	3	0	1	2-3-2-3	2	3	2	3	0	1	2-3-2-3	2	3	2	3	0	1	2-3-2-3	特殊管	特殊管	
2	3	2	3	1	2		2	3	2	3	0	2		2	3	2	3	0	2		遠心力鉄筋コンクリート管、ケーブルトラフ、多孔陶管、配管用炭素鋼鋼管、ポリエチレン被覆鋼管及び硬質ポリ塩化ビニル管は、表2-3-10に示す規格に適合するものとする。	遠心力鉄筋コンクリート管、ケーブルトラフ、多孔陶管、配管用炭素鋼鋼管、ポリエチレン被覆鋼管及び硬質ポリ塩化ビニル管は、表2-3-10に示す規格に適合するものとする。	
2	3	2	3	1	3		2	3	2	3	0	3		2	3	2	3	0	3		表2-3-10 特殊管	表2-3-10 特殊管	諸基準類の改定に伴う修正
2	3	3	0	0	1	第3節	2	3	3	0	0	1	第3節	2	3	3	0	0	1	第3節	配線器具	配線器具	
2	3	3	2	0	1	2-3-3-2	2	3	3	2	0	1	2-3-3-2	2	3	3	2	0	1	2-3-3-2	ケーブルラック	ケーブルラック	
2	3	3	2	1	1		2	3	3	2	1	1		2	3	3	2	1	1		ケーブルラックは、以下によるものとする。	ケーブルラックは、以下によるものとする。	
2	3	3	2	1	2	(1)	2	3	3	2	1	2	(1)	2	3	3	2	1	2		鋼製ケーブルラックの主要構成材料は、鋼板、鋼帯等とし、亜鉛めっきまたは同等の耐食性能を有する亜鉛-アルミニウム系合金めっきによる防錆処理を施すものとする。	鋼製ケーブルラックの主要構成材料は、鋼板、鋼帯等とする。	国交省の仕様書に準拠
							2	3	3	2	1	3		2	3	3	2	1	3		1) 塗装を施した鋼製ケーブルラックは、亜鉛の両面付着量100g/m ² 以上の溶融亜鉛めっき鋼板にメタミン焼付塗装、粉体塗装等を施したものとする。	国交省の仕様書に準拠	
							2	3	3	2	1	4		2	3	3	2	1	4		2) 溶融亜鉛めっき仕上げの鋼製ケーブルラックは、鋼板、鋼帯にJISH 8641(溶融亜鉛めっき)に規定するHDZ35以上の溶融亜鉛めっきを施したものとし、溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板の鋼製ケーブルラックは、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼製ケーブルラックと同等の耐食性能を有した溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板によるものとする。	国交省の仕様書に準拠	
2	3	3	2	1	6	(5)	2	3	3	2	1	8	(5)	2	3	3	2	1	8		本体相互の接続に使用するボルト・ナット類は、以下によるものとする。	本体相互の接続に使用するボルト・ナット類は、以下によるものとする。	
2	3	3	2	1	7		2	3	3	2	1	9		2	3	3	2	1	9		1) 塗装を施した鋼製ケーブルラックに使用するボルト・ナット類は、亜鉛めっき等を施した防錆効果のあるものとする。	国交省の仕様書に準拠	
							2	3	3	2	1	10		2	3	3	2	1	10		2) 溶融亜鉛めっき仕上げ、溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板の鋼製ケーブルラックに使用するボルト・ナット類は、ステンレス鋼製又は溶融亜鉛めっきを施したものとする。	国交省の仕様書に準拠	
2	3	3	2	1	8	2)	2	3	3	2	1	11	3)	2	3	3	2	1	11		アルミ製ケーブルラックに使用するボルト・ナット類は、ステンレス製またはニッケルクロームめっきを施したものとする。	アルミ製ケーブルラックに使用するボルト・ナット類は、ステンレス製またはニッケルクロームめっきを施したものとする。	国交省の仕様書に準拠
2	3	4	0	0	1	第4節	2	3	4	0	0	1	第4節	2	3	4	0	0	1	第4節	ブルボックス	ブルボックス	
2	3	4	1	0	1	2-3-4-1	2	3	4	1	0	1	2-3-4-1	2	3	4	1	0	1	2-3-4-1	ブルボックス	ブルボックス	
2	3	4	1	1	1	1.	2	3	4	1	1	1	1.	2	3	4	1	1	1	1.	鋼板製ブルボックス(セパレータを含む。)は、以下によるものとする。	鋼板製ブルボックス(セパレータを含む。)は、以下によるものとする。	
2	3	4	1	1	2	(1)	2	3	4	1	1	2	(1)	2	3	4	1	1	2		ブルボックス(セパレータを含む。)は、厚さ1.6mm以上の鋼板または厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板を用いて製作する。	ブルボックス(セパレータを含む。)は、厚さ1.6mm以上の鋼板または厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板を用いて製作する。	

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)										新条文(R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
2	3	4	1	1	3	(2)	鋼板製プルボックス(亜鉛めっきを施すもの及びステンレス鋼板製を除く)には、錆止め塗装を施すものとする。	2	3	4	1	1	3	(2)	鋼板製プルボックス(溶融亜鉛めっきを施すもの及びステンレス鋼板製を除く)には、錆止め塗装を施すものとする。					
2	3	4	1	1	4		なお、鋼板の前処理は、以下のいずれかとする。	2	3	4	1	1	4		なお、鋼板の前処理は、以下のいずれかとする。					
2	3	4	1	1	5		1) 鋼板は、加工後に、脱脂及びびりん酸塩処理を施す。	2	3	4	1	1	5		1) 鋼板は、加工後に、脱脂及びびりん酸塩処理を施す。					
2	3	4	1	1	6		2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。	2	3	4	1	1	6		2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。					
2	3	4	1	1	7	(3)	プルボックスのふたは容易にははずれないように施設すること。また、長辺が800mmを越えるふたは一边が800mm以下となるように分割し、ふたを取り付ける開口部は等辺山形鋼で補強すること。	2	3	4	1	1	7	(3)	プルボックスのふたは、容易にははずれないように施設すること。また、長辺が800mmを越えるふたは、一边が800mm以下となるように分割し、ふたを取り付ける開口部は、等辺山形鋼で補強すること。					
2	3	4	1	1	8	(4)	長辺が600mmを超えるものには、一組以上の電線支持物の受金を設けるものとする。	2	3	4	1	1	8	(4)	長辺が600mmを超えるものには、一組以上の電線支持物の受金を設けるものとする。					
2	3	4	1	1	9	(5)	プルボックスには、接地端子を設けるものとする。	2	3	4	1	1	9	(5)	プルボックスには、接地端子を設けるものとする。					
2	3	4	1	1	10	(6)	プルボックス取付け用ボルト・ナット類は、クロームめっきとする。	2	3	4	1	1	10	(6)	プルボックス取付け用ボルト・ナット類は、クロームめっきとする。					
2	3	4	1	1	11	(7)	屋外形のプルボックスは、以下によるほか、前項1、(1)、(2)、(4)、(5)によるものとする。	2	3	4	1	2	1	2.	2. 屋外形の鋼板製プルボックス(セパレータを含む。)は、以下によるほか、本条1項(1)、(2)、(4)、(5)によるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	4	1	1	12	1)	表面処理鋼板を用いる場合は、加工後に表面処理に応じ防錆補修を施すものとする。	2	3	4	1	2	2	1)	表面処理鋼板を用いる場合は、加工後に、表面処理に応じ、防錆処理を施すものとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	4	1	1	13	2)	防雨性を有し、雨雪が浸入しにくく、これを蓄積しない構造でなければならない。なお、水抜き穴については必要に応じて設けるものとする。	2	3	4	1	2	3	2)	防雨性を有し、雨雪が浸入しにくく、これを蓄積しない構造でなければならない。なお、水抜き穴については、必要に応じて設けるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	4	1	1	14	3)	本体とふたの間には吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設けるものとする。	2	3	4	1	2	4	3)	本体とふたの間には、吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設けるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	4	1	1	15	4)	ふたの止めねじ及びプルボックスを固定するためのボルト・ナット類は、プルボックスの内部に突出しない構造でなければならない。ただし、長辺が200mm以下のものは、この限りでない。									国交省の仕様書に準拠				
2	3	4	1	1	16	5)	プルボックス取付け用ボルト・ナット類は、ステンレス製とする。	2	3	4	1	2	5	4)	プルボックス取付け用ボルト・ナット類は、ステンレス製または溶融亜鉛めっき製とする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	4	1	2	1	2.	合成樹脂製プルボックスは、以下によるものとする。	2	3	4	1	3	1	3.	合成樹脂製プルボックスは、以下によるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	4	1	2	2	(1)	大きさは長辺が600mm以下とし、板の厚さは、製造業者の標準とする。	2	3	4	1	3	2	(1)	大きさは長辺が600mm以下とし、板の厚さは製造業者の標準とする。					
2	3	4	1	2	3	(2)	屋外用は、前項1、(7)、2、3及び5)によるものとする。	2	3	4	1	3	3	(2)	屋外形は、本条2項の2)、3)及び4)によるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	0	0	1	第7節	照明器具	2	3	7	0	0	1	第7節	照明器具					
2	3	7	1	0	1	2-3-7-1	一般用照明器具	2	3	7	1	0	1	2-3-7-1	一般用照明器具					
2	3	7	1	1	1	1.	一般事項	2	3	7	1	1	1	1.	一般事項					
2	3	7	1	1	2	(1)	一般用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格(JIS)、日本照明器具工業会規格(JIL)及び表2-3-11に示す規格に適合する他、本項によるものとする。	2	3	7	1	1	2	(1)	一般用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格(JIS)、日本照明工業会規格(JILMA、JIL及びJIEL)及び表2-3-11に示す規格に適合するほか、本項によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正				
2	3	7	1	1	3		表2-3-11 照明器具	2	3	7	1	1	3		表2-3-11 照明器具	諸基準類の改定に伴う修正				
2	3	7	1	1	4	(2)	LED照明器具は、一般事項の規格によるほか以下の規格に適合するものとする。 LEDモジュールは、JIS C 8154(一般照明用LEDモジュール-安全仕様)による。 LEDモジュール用制御装置は、前記モジュール専用とし、JIS C 8153(LEDモジュール用制御装置-性能要求事項)によるものとする。ほか、JIS C 8155(一般照明用LEDモジュール-性能要求事項)によるものとする。	2	3	7	1	1	4	(2)	(2) LED照明器具は、一般事項の規格によるほか、以下の規格に適合するものとする。 LEDモジュールは、JIS C 8154(一般照明用LEDモジュール-安全仕様)及びJIS C 8155(一般照明用LEDモジュール-性能要求事項)による。 LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153(LEDモジュール用制御装置-性能要求事項)によるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	1	2	1	2.	構造	2	3	7	1	2	1	2.	構造					
2	3	7	1	2	2	(1)	器具には、必要に応じ換気孔を設けるものとする。	2	3	7	1	2	2	(1)	器具には、必要に応じ換気孔を設けるものとする。					

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)										新条文(R3.10)									
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
2	3	7	1	2	3	(2)	グロースタータの取付け位置は、ランプの電極など発熱部付近を避ける。また、グロースタータを容易に取り替えられる構造でなければならない。	2	3	7	1	2	3	(2)	防水形器具のうち防雨形及び防湿形の器具の構造は、以下による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	1	2	4	(3)	防水形器具のうち防雨形及び防湿形の器具の構造は、以下による。 防水形器具は、JIS C 8105-1(照明器具-第1部:安全性要求事項通則)に規定する(じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護)の性能を有する構造でなければならない。 防湿形器具は、JIS C 0920(電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード))付属書2(参考)(照明器具の高温・高湿に対する保護等級)(補助文字MP)の性能を有する構造でなければならない。	2	3	7	1	2	4		防水形器具は、JIS C 8105-1(照明器具-第1部:安全性要求事項通則)に規定する(じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護)の性能を有する構造でなければならない。	国交省の仕様書に準拠			
								2	3	7	1	2	5		防湿形器具は、JIS C 0920(電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード))付属書2(参考)(照明器具の高温・高湿に対する保護等級)(補助文字MP)の性能を有する構造でなければならない。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	3	0	1	2-3-7-3	道路用照明器具	2	3	7	3	0	1	2-3-7-3	道路用照明器具				
2	3	7	3	1	1	1.	一般事項	2	3	7	3	1	1	1.	一般事項				
2	3	7	3	1	2		道路用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格(JIS)、日本照明器具工業会規格(JIL)、日本電球工業会規格(JEL)に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。	2	3	7	3	1	2		道路用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格(JIS)、日本照明工業会規格(JLMA、JIL及びJEL)に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正			
2	3	7	3	2	1	2.	構造	2	3	7	3	2	1	2.	構造				
2	3	7	3	2	3	(2)	本体の塗装は、錆止め処理を施した後、上塗りとして合成樹脂系塗料を内外面1回塗り焼付け塗装とする。	2	3	7	3	2	3	(2)	本体の塗装は、塗装前処理(化成処理)を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料内外面1回塗り以上とし、焼付け塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	3	2	4	(2)	なお、外面仕上げ色は指定色とする。												
2	3	7	3	3	1	3.	光源・安定器	2	3	7	3	3	1	3.	光源・安定器				
								2	3	7	3	3	2	(1)	LEDモジュールは、JIS C 8155(一般照明用LEDモジュール-性能要求事項)の規定による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	3	3	2	(1)	高圧水銀ランプは、JIS C 7604(高圧水銀ランプ)の規定による。	2	3	7	3	3	3	(2)	高圧水銀ランプは、JIS C 7604(高圧水銀ランプ-性能規定)の規定による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	3	3	3	(2)	高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621(高圧ナトリウムランプ)の規定による。	2	3	7	3	3	4	(3)	高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621(高圧ナトリウムランプ-性能仕様)の規定による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	3	3	4	(3)	上記によるほか、効率、光色、演色性、視認性、経済性等を考慮し、効果の高い場合はセラミックメタルハライドランプやLEDを選定することができる。	2	3	7	3	3	5	(4)	セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623(メタルハライドランプ-性能仕様)の規定による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	3	3	5		セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623(メタルハライドランプ)の規定に準ずるものとする。									国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	3	3	6	(4)	ランプ寸法・形状は、JIS C 7710(電球類ガラス管球の形式の表し方)に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1(電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金)に適合した口金を使用する。	2	3	7	3	3	6	(5)	ランプ寸法・形状は、JIS C 7710(電球類ガラス管球の形式の表し方)に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1(電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金)に適合した口金を使用する。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	3	3	7	(5)	ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604(高圧水銀ランプ)及びJIS C 7621(高圧ナトリウムランプ)、JIS C 7623(メタルハライドランプ)に定められた事項を表示する。	2	3	7	3	3	7	(6)	ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604(高圧水銀ランプ-性能規定)及びJIS C 7621(高圧ナトリウムランプ-性能仕様)、JIS C 7623(メタルハライドランプ-性能仕様)に定められた事項を表示する。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	3	3	8	(6)	安定器の規格は、JIS C 8110(放電灯安定器(蛍光灯を除く))の規定による。	2	3	7	3	3	8	(7)	LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153(LEDモジュール用制御装置-性能要求事項)の規定による。	国交省の仕様書に準拠			

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)										新条文(R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
2	3	7	3	3	9	(7)	LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか以下の規格に適合するものとする。JIS C 8153(LEDモジュール用制御装置-性能要求事項)、JIS C 8155(一般照明用LEDモジュール-性能要求事項)	2	3	7	3	3	9	(8)	安定器の規格は、JIS C 8110(放電灯安定器(蛍光灯を除く))の規定による。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	4	0	1	2-3-7-4	トンネル用照明器具	2	3	7	4	0	1	2-3-7-4	トンネル用照明器具					
2	3	7	4	1	1	1.	一般事項	2	3	7	4	1	1	1.	一般事項					
2	3	7	4	1	2		トンネル用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格(JIS)、日本照明器具工業会規格(JIL)、日本電球工業会規格(JEL)に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。	2	3	7	4	1	2		トンネル用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格(JIS)、日本照明工業会規格(JLMA、JIL及びJEL)に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正				
2	3	7	4	2	1	2.	構造	2	3	7	4	2	1	2.	構造					
2	3	7	4	2	3	(2)	器具本体は、プレス加工のものとし、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)に規定するSUS 304とする。	2	3	7	4	2	3	(2)	器具本体は、プレス加工のものとし、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS 304に適合する標準寸法1.0mmの板厚を用いたプレス成形による無溶接とし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								2	3	7	4	2	4		アルミ製器具の本体の主たる材質は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)等に適合する標準寸法 厚さ2.0mmとし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								2	3	7	4	2	5		なお、これによらない場合は、同等の強度、防錆、耐食性のある材料(必要に応じ塗装を含む)とする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	4	2	4	(3)	外面のみ脱脂等の前処理後、上塗りとして合成樹脂系塗料を1回塗り焼付塗装とする。	2	3	7	4	2	6	(3)	外面プレス加工器具枠なし本体の塗装は、塗装前処理(脱脂処理)を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								2	3	7	4	2	7		アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理(アルマイト処理)を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	4	2	5		なお、内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマンセルN7とする。	2	3	7	4	2	8		なお、内面への塗装付着については、特に規定しないものとする。塗装色は、マンセルN7とする。					
2	3	7	4	2	6	(4)	取付け脚は、JIS G 3131(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)に規定するSPHCまたはJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)に規定する標準寸法4.5mmの板厚のものに溶融亜鉛めっき(HDZ55)仕上げとする。	2	3	7	4	2	9	(4)	取付け脚は、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)に適合する標準寸法4.0mm以上の板厚と同等以上の強度、防錆機能を持つものとする。また、本体との間にゴムパッキンを挿入し、ねじ止めとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	4	2	7	(5)	端子台は、カバー付きとする。 また、端子台のうち1端子を接地用とし、区別のためその近傍にアースの表示を行い、接地用端子は本体と電氣的に接続されているものとする。	2	3	7	4	2	10	(5)	器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	4	2	8	(6)	パッキンは弾力性に富み、耐熱性を有するシリコンゴム製とする。									国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	4	2	9	(7)	電源グラッドは、防水性を有する合成樹脂製のものとする。									国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	4	3	1	3.	性能	2	3	7	4	3	1	3.	性能	器具の光学性能は、トンネル内の壁面または天井に取付けられた状態で路面、天井面及び壁面を、効果的に照明する性能を有するものとする。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	4	3	2	(1)	器具の光学性能は、トンネル内の壁面または天井に取付けられた状態で路面、天井面及び壁面を、効果的に照明する性能を有するものとする。													
2	3	7	4	3	3	(2)	防水性能は、JIS C 8105-1(照明器具-第1部:安全性要求事項通則)の(じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護)に規定する									国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	4	3	4		保護等級IP55以上とし、同規格9.2.6に規定する試験を行ったとき、器具の内部に正常な動作を阻害するような浸水があつてはならない。									国交省の仕様書に準拠				
2	3	7	4	4	1	4.	光源・安定器	2	3	7	4	4	1	4.	光源・安定器					
2	3	7	4	4	2	(1)	器具に内蔵して用いる低圧ナトリウムランプは、JIS C 7610(低圧ナトリウムランプ)の規定による。	2	3	7	4	4	2	(1)	LEDモジュールは、JIS C 8155(一般照明用LEDモジュール-性能要求事項)の規定による。	国交省の仕様書に準拠				

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)										新条文(R3.10)									
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
2	3	7	4	4	3	(2)	器具に内蔵して用いる始動器内蔵形高圧ナトリウムランプ(管形)、外部始動器形高圧ナトリウムランプ(両口金形)は、JIS C 7621(高圧ナトリウムランプ)の規定による。	2	3	7	4	4	3	(2)	始動器内蔵形高圧ナトリウムランプ(管形)、外部始動器形高圧ナトリウムランプ(両口金形)は、JIS C 7621(高圧ナトリウムランプ-性能仕様)の規定による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	4	4	4	(3)	器具に内蔵して用いる高周波点灯専用形蛍光ランプは、JIS C 7601(蛍光ランプ(一般照明用))、JEL211(高周波点灯専用形蛍光ランプ(一般照明用))の規定による。	2	3	7	4	4	4	(3)	高周波点灯専用形蛍光ランプは、JIS C 7601(蛍光ランプ(一般照明用))、JEL211(高周波点灯専用形蛍光ランプ(一般照明用))の規定による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	4	4	5	(4)	器具に内蔵して用いるセラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623(メタルハライドランプ)の規定に準ずるものとする。	2	3	7	4	4	5	(4)	セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623(メタルハライドランプ-性能仕様)の規定による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	4	4	6	(5)	器具に内蔵して用いる始動器内蔵形高圧ナトリウム灯安定器、外部始動器形高圧ナトリウム灯安定器、セラミックメタルハライドランプ安定器、低圧ナトリウム灯安定器は、JIS C 8110(放電灯安定器(蛍光灯を除く))の規定による。ただし、設計図書に記載されている場合は、設計図書によらなければならない。	2	3	7	4	4	6	(5)	LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153(LEDモジュール用制御装置-性能要求事項)の規定による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	4	4	7	(6)	器具に内蔵して用いる高周波点灯専用形蛍光灯安定器は、JEL 503(高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器)の規定による。	2	3	7	4	4	7	(6)	始動器内蔵形高圧ナトリウム灯安定器、外部始動器形高圧ナトリウム灯安定器、セラミックメタルハライドランプ安定器、低圧ナトリウム灯安定器は、JIS C 8110(放電灯安定器(蛍光灯を除く))の規定による。ただし、設計図書に記載されている場合は、設計図書によらなければならない。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	7	4	4	8	(7)	LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか以下の規格に適合するものとする。 JIS C 8131(道路照明器具)、JIS C 8153(LEDモジュール用制御装置-性能要求事項)、JIS C 8155(一般照明用LEDモジュール-性能要求事項)	2	3	7	4	4	8	(7)	高周波点灯専用形蛍光灯安定器は、JEL 503(高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器)の規定による。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	8	0	0	1	第8節	照明用ボール	2	3	8	0	0	1	第8節	照明用ボール				
2	3	8	1	0	1	2-3-8-1	テーパーボール	2	3	8	1	0	1	2-3-8-1	テーパーボール				
2	3	8	1	1	1	1.	一般事項	2	3	8	1	1	1	1.	一般事項				
2	3	8	1	1	2	(1)	照明用ボール(以下「ボール」という)は、日本工業規格(JIS)、日本照明器具工業会規格(JIL)に示す各規格に適合にするほか、本項によるものとする。	2	3	8	1	1	2	(1)	照明用ボール(以下「ボール」という)は、日本産業規格(JIS)、日本照明工業会規格JIL 1003「照明用ボール強度計算基準」に適合にするほか、本項によるものとする。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	8	1	1	3	(2)	本項に規定するボールの種類は、以下によるものとする。	2	3	8	1	1	3	(2)	本項に規定するボールは、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(建設電気技術協会)の標準ボール(以下「標準ボール」という。)とする。標準ボールにて設置条件等を満足する事が出来ない場合は、その限りではない。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	8	1	1	4		1) ボールは、断面形状が円形のボール(以下「標準ボール」という。)または多角形のボール(以下「多角形ボール」という。)とする。									国交省の仕様書に準拠			
2	3	8	1	1	5		2) ボールは、埋込式またはベース式とする。									国交省の仕様書に準拠			
2	3	8	1	1	6		3) ボールは、一灯用(基本形)、二灯用(Y形)及び直線形とし、標準ボール及び多角形ボールの種類は、表2-3-12による。									国交省の仕様書に準拠			
2	3	8	1	1	7		表2-3-12 照明用テーパーボールの種類									国交省の仕様書に準拠			
								2	3	8	1	1	4	(3)	ボールの柱脚部を地表面下に埋設して設置する場合に使用するボールは、実際に適切な防蝕処理を施すものとする。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	8	1	2	1	2.	構造	2	3	8	1	2	1	2.	構造				
2	3	8	1	2	2	(1)	ボールの材質は、JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)に規定するSS 400またはこれと同等以上のものとする。 なお、耐候性鋼材を使用する場合は、JIS G 3125(高耐候性圧延鋼材)に規定するSPA-H、JIS G 3114(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)に規定するSMA400またはこれと同等以上のものとする。	2	3	8	1	2	2	(1)	ボールの材質は、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(建設電気技術協会)に準ずるものとする。	国交省の仕様書に準拠			
2	3	8	1	2	3	(2)	ボールは、最大瞬間風速60m/sに耐えるものとする。												
2	3	8	1	2	4	(2)	ボールは、最大瞬間風速60m/sに耐えるものとする。	2	3	8	1	2	3	(2)	ボールは、最大瞬間風速60m/sに耐えるものとする。				
2	3	8	1	2	5		なお、設計条件及び強度計算はJIL 1003(照明用ボール強度計算基準)によるものとする。	2	3	8	1	2	4		なお、設計条件及び強度計算はJIL 1003(照明用ボール強度計算基準)によるものとする。				

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R3.10)						改定理由										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下				
2	3	8	1	2	6	(3)	2	3	8	1	2	5	(3)	2	3	8	1	2	5	ボールの表面処理は、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(建設電気技術協会)に準じるものとする。	国交省の仕様書に準拠	
2	3	8	1	2	7	(4)														耐候性鋼管ポールの場合、外面に錆安定化処理を行うものとし、内面は1回塗りの塗装を行うものとする。	国交省の仕様書に準拠	
2	3	8	2	0	1	2-3-8-2	2	3	8	2	0	1	2-3-8-2	2	3	8	2	0	1	2-3-8-2	多目的照明ポール	国交省の仕様書に準拠
2	3	8	2	0	2		2	3	8	2	0	2		2	3	8	2	0	2		多目的照明ポールは、設計図書によらなければならない。	国交省の仕様書に準拠
2	3	8	3	0	1	2-3-8-3															個別製作照明ポール	国交省の仕様書に準拠
2	3	8	3	0	2																個別製作照明ポールは、設計図書によらなければならない。	国交省の仕様書に準拠
2	3	9	0	0	1	第9節	2	3	9	0	0	1	第9節	2	3	9	0	0	1	第9節	引込用ポール	
2	3	9	1	0	1	2-3-9-1	2	3	9	1	0	1	2-3-9-1	2	3	9	1	0	1	2-3-9-1	鋼管ポール	
2	3	9	1	0	2		2	3	9	1	0	2		2	3	9	1	0	2		鋼管ポールは、日本工業規格(JIS)、電気設備の技術基準の解釈 第59条第7項(鋼管柱の規格)に示す各規格に適合するほか、設計図書によらなければならない。	国交省の仕様書に準拠
2	3	9	2	0	1	2-3-9-2	2	3	9	2	0	1	2-3-9-2	2	3	9	2	0	1	2-3-9-2	電柱	
2	3	9	2	0	2		2	3	9	2	0	2		2	3	9	2	0	2		電柱は、第2編第3章第12節外線材料の規定による。	国交省の仕様書に準拠
2	3	10	0	0	1	第10節	2	3	10	0	0	1	第10節	2	3	10	0	0	1	第10節	分電盤	
2	3	10	1	0	1	2-3-10-1	2	3	10	1	0	1	2-3-10-1	2	3	10	1	0	1	2-3-10-1	一般事項	
2	3	10	1	2	1	2. 構造	2	3	10	1	2	1	2. 構造	2	3	10	1	2	1	2. 構造		
2	3	10	1	2	25	(7)	2	3	10	1	2	25	(7)	2	3	10	1	2	25		器具類は、以下によるものとする。	
2	3	10	1	2	29	3)	2	3	10	1	2	29	3)	2	3	10	1	2	29		配線用遮断器、漏電遮断器の遮断容量は、定格電流30A以下については2.5kA、30Aを超えるものについては5kA以上の、遮断容量を有するものであること。	国交省の仕様書に準拠
2	3	10	1	2	33	7)	2	3	10	1	2	33	7)	2	3	10	1	2	33		制御用スイッチは、JIS C 8201-1(低圧開閉装置及び制御装置-第1部:通則)、JIS C 8201-5-1(低圧開閉装置及び制御装置-第5部:制御回路機器及び開閉素子-第1節:電気機械制御回路機器)、JIS C 8201-5-101(低圧開閉装置及び制御装置-第5部:制御回路機器及び開閉素子-第101節:接触器形リレー及びスタータの補助接点)及びJIS C 0448(表示装置(表示部)及び操作機器(操作部)のための色及び補助手段に関する規準)に適合するものとする。	国交省の仕様書に準拠
2	3	10	1	2	34	8)	2	3	10	1	2	34	8)	2	3	10	1	2	34		補助継電器として用いる電磁形の制御継電器は、JIS C 4530(ヒンジ形電磁リレー)、JEM 1038(電磁接触器)、JIS C 8201-5-101(低圧開閉装置及び制御装置-第5部:制御回路機器及び開閉素子-第101節:接触器形リレー及びスタータの補助接点)に適合するものとする。	国交省の仕様書に準拠
2	3	10	1	2	40	10)	2	3	10	1	2	40	10)	2	3	10	1	2	40		制御回路などに用いるヒューズは、その回路に必要な遮断容量を有するものとし、JIS C 6575-1~4、JIS C 8314(配線用筒形ヒューズ)、JIS C 8319(配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ)、JIS C 8269-1(低電圧ヒューズ-第1部:一般要求事項)、JIS C 8269-11(低電圧ヒューズ-第11部:A種、B種ヒューズ)及びJEM 1293(低圧限流ヒューズ通則)に適合するものとする。	国交省の仕様書に準拠
2	3	10	1	2	41	11)	2	3	10	1	2	41	11)	2	3	10	1	2	41		雷保護設備は、以下によるものとし、その適用は設計図書によらなければならない。	国交省の仕様書に準拠
2	3	10	1	2	42	①	2	3	10	1	2	42	①	2	3	10	1	2	42		JIS C 5381-12(低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準)による。	国交省の仕様書に準拠
2	3	12	0	0	1	第12節	2	3	12	0	0	1	第12節	2	3	12	0	0	1	第12節	外線材料	
2	3	12	1	0	1	2-3-12-1	2	3	12	1	0	1	2-3-12-1	2	3	12	1	0	1	2-3-12-1	電柱	
2	3	12	1	0	2		2	3	12	1	0	2		2	3	12	1	0	2		電柱は、表2-3-13に示す規格によるものとする。	国交省の仕様書に準拠
2	3	12	1	0	3		2	3	12	1	0	3		2	3	12	1	0	3		表2-3-12 電柱の規格	国交省の仕様書に準拠

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R3.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条(項目見出し)	新条文		
2	3	12	3	0	1	2-3-12-3	鉄線類	2	3	12	3	0	1	2-3-12-3	鉄線類	
2	3	12	3	0	2		鉄線類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。	2	3	12	3	0	2		電柱は、表2-3-13に示す規格によるものとする。	国交省の仕様書に準拠
2	3	12	3	0	3		表2-3-14 鉄線類	2	3	12	3	0	3		表2-3-13 鉄線類	国交省の仕様書に準拠
2	3	12	4	0	1	2-3-12-4	がいし及びびがい管類	2	3	12	4	0	1	2-3-12-4	がいし及びびがい管類	
2	3	12	4	0	2		がいし及びびがい管類は、表2-3-15に示す規格によるものとする。	2	3	12	4	0	2		がいし及びびがい管類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。	国交省の仕様書に準拠
2	3	12	4	0	3		表2-3-15 鉄線類	2	3	12	4	0	3		表2-3-14 鉄線類	国交省の仕様書に準拠
2	3	13	0	0	1	第13節	接地材	2	3	13	0	0	1	第13節	接地材	
2	3	13	0	0	2		接地材は、表2-3-13に示す規格によるものとする。	2	3	13	0	0	2		接地材は、表2-3-15に示す規格によるものとする。	国交省の仕様書に準拠
								2	3	14	0	0	1	第14節	雷保護設備	国交省の仕様書に準拠
								2	3	14	1	0	1	1.	雷保護設備の機材は、JIS A 4201(建築物等の雷保護)によるほか、以下によるものとする。	国交省の仕様書に準拠
								2	3	14	2	0	1	2.	突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)、JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)に、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)に規定するHDZ35以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459(配管用ステンレス鋼管)に適合するものとする。	国交省の仕様書に準拠
								2	3	14	3	0	1	3.	支持管取付金物は、ステンレス鋼またはJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)に規定するHDZ35以上の溶融亜鉛めっきを施した鋼材とするものとする。	国交省の仕様書に準拠
								2	3	14	4	0	1	4.	試験用接続端子箱、引下げ導線などは、設計図書によらなければならない。	国交省の仕様書に準拠
3	0	0	0	0	1	第3編	道路照明工事等共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	電気設備工事共通編	国交省の仕様書に準拠
3	4	0	0	0	1	第4章	共通設備工	3	4	0	0	0	1	第4章	共通設備工	
								3	4	1	0	0	1	第1節	適用	国交省の仕様書に準拠
								3	4	1	0	1	1	1.	本章は、電気設備工事について共通的に使用する工種に適用する。	国交省の仕様書に準拠
								3	4	1	0	2	1	2.	受注者は、設計図書に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。	国交省の仕様書に準拠
															適用すべき諸基準	国交省の仕様書に準拠
															受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国交省の仕様書に準拠
															なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	国交省の仕様書に準拠
															大分県 電気設備工事(道路照明工事等)の施工管理基準及び規格値 (令和3年10月)	諸基準類の改定に伴う修正
															国土交通省 光ファイバケーブル施工要領 (平成25年3月)	国交省の仕様書に準拠
															国土交通省 雷害対策設計施工要領(案) (平成31年3月)	国交省の仕様書に準拠
															経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令(令和2年5月)	1-1-2から編入
															経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (平成30年10月)	国交省の仕様書に準拠
															日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準 (2019年10月)	1-1-2から編入
															日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (平成22年11月)	国交省の仕様書に準拠
															建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)	国交省の仕様書に準拠
															建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説 (平成30年版)	国交省の仕様書に準拠

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)										新条文(R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
								3	4	3	0	0	1	第3節	一般事項	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	0	1	3-4-3-4	各種設備の落下防止	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	1	1	1.	第三者被害の懸念を有する壁面及び天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち2種類以上の異なる種類を組合せたM8以上のボルト、ナット(以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。)を選定するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	1	2		なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	2	1	2.	第三者被害の懸念を有する以下の設備にあっては、さらにワイヤーロープ等で接続するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	2	2		ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤーロープ等による対策は求めない。	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	2	3		・CCTV設備	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	2	4		・トンネル照明設備	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	2	5		・道路照明設備	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	2	6		「第三者被害の懸念を有する」とは、設置場所が一般者の立ち入りを制限した場所以外を指す。	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	3	1	3.	ワイヤーロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる静荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	4	1	4.	ワイヤーロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、同様にロープにかかる静荷重の10倍以上の許容引張荷重(短期荷重用)を受け止める耐力を有することとし、あと施工アンカーボルトにあっては、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重(短期荷重用)により、非破壊引張試験を実施するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	3	4	5	1	5.	受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を提出し、監督員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督員と協議するものとする。	国交省の仕様書に準拠				
3	4	5	0	0	1	第5節	配管・配線工	3	4	5	0	0	1	第5節	配管・配線工					
3	4	5	1	0	1	3-4-5-1	地中配管工	3	4	5	1	0	1	3-4-5-1	地中配管					
								3	4	5	1	1	1	1.	一般事項	国交省の仕様書に準拠				
3	4	5	1	0	2		地中配管は、JIS C 3653(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)によるほか、以下によるものとする。	3	4	5	1	1	2		(1) 地中配管は、「電気設備の技術基準の解釈第120条地中電線路の施設」及びJIS C 3653(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)によるほか、本条の規定によるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	5	1	1	3		(2) 道路の地下に設ける地中配線にあっては、上記のほか、「電線を道路の地下に設ける場合における埋設深さ等について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長、環境安全課長通知 平成28年2月22日 国道利第17号・国道保第26号・国道公安第63号)によるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								3	4	5	1	2	1	2.	地中配管	国交省の仕様書に準拠				
3	4	5	4	0	1	3-4-5-4	配地中線	3	4	5	4	0	1	3-4-5-4	配地中線					
3	4	5	4	0	2		(1) 地中配線は、JIS C 3653(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)によるほか、本条の規定によるものとする。	3	4	5	4	0	2		(1) 地中配線は、「電気設備の技術基準の解釈第120条地中電線路の施設」及びJIS C 3653(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)によるほか、本条の規定によるものとする。	国交省の仕様書に準拠				

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R3.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
						3	4	5	4	0	3	(2)	道路の地下に設ける地中配線にあっては、上記のほか、「電線を道路の地下に設ける場合における埋設深さ等について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長、環境安全課長通知 平成28年2月22日 国道利第17号・国道保第26号・国道公安第63号)によるものとする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	0	1	3-4-5-5	屋内配線	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	1	1.一般事項		国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	2	(1)	低圧屋内配線が合成樹脂線ひ配線、合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ひ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線またはケーブル配線の場合は、弱電流電線または光ケーブル(以下「弱電流電線等」という。)、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	3	(2)	低圧屋内配線を合成樹脂線ひ配線、合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ひ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線またはセルラダクト配線により施設する場合は、電線と弱電流電線とを同一の管、線ひ、ダクト若しくはこれらの付属品またはプルボックスの中に施設してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	4		1) 低圧屋内配線を合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ひ配線または可とう電線管配線により施設する場合、電線と弱電流電線とをそれぞれ別個の管または線ひに収めて施設する場合において、電線と弱電流電線との間に堅ろうな隔壁を設け、かつ、金属製部分にC種接地工事を施したボックスまたはプルボックスの中に、電線と弱電流電線を収めて施設するとき。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	5		2) 低圧屋内配線を、金属ダクト配線またはフロアダクト配線により施設する場合において、電線と弱電流電線との間に堅ろうな隔壁を設け、かつ、C種接地工事を施したダクトまたはボックスの中に、電線と弱電流電線を収めて施設するとき。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	6		3) 低圧屋内配線を、バスダクト配線以外の工事により施設する場合において、弱電流電線が制御回路などの弱電流電線であって、かつ、弱電流電線にビニル電線以上の絶縁効力のあるもの(低圧屋内配線との識別が、容易にできるものに限る。)を使用するとき。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	7		4) 低圧屋内配線を、バスダクト配線以外の工事により施設する場合において、弱電流電線にC種接地工事を施した金属製の電氣的遮へい層を有する通信ケーブルを使用するとき。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	8	(3)	高圧屋内配線と、他の高圧屋内配線、低圧屋内配線、管灯回路の配線、弱電流電線等が交差する場合は、以下のいずれかの処置をとるものとする。ただし、高圧ケーブル相互の場合は、この限りでない。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	9		1) 0.15mを越えるように離隔すること。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	10		2) 高圧のケーブルを、耐火性のある堅ろうな管に収めるものとする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	1	11		3) 高圧のケーブルと、他の物との間に、耐火性がある堅ろうな隔壁を設けるものとする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	1	2.通線		国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	2	(1)	管内配線	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	3		1) 通線は、通線直前に管内を清掃し、電線などを破損しないように養生しながら行うものとする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	4		2) 通線する場合は、潤滑材として、絶縁被覆を浸すものを使用してはならない。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	5		3) 垂直に敷設する管内の電線などの支持間隔は、表3-4-4によるものとし、ボックス内で支持すること。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	6		表3-4-4 垂直管路内の電線支持間隔	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	7		4) プルボックスには、電線などの荷重がかからないように施工するものとし、必要な場合は電線支持物を設けるものとする。	国交省の仕様書に準拠

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R3.10)						改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)
						3	4	5	5	2	8	(2)ダクト内配線	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	9	1) 通線は、ダクト内を清掃した後に行うものとする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	10	2) ダクト内では、電線などの接続をしてはならない。ただし、電線を分岐する場合で、電線の接続及び点検が容易にできるときは、この限りでない。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	11	3) ダクトのふたには、電線などの荷重がかからないようにすること。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	12	4) ダクト内の電線などは、回路ごとにまとめ、電線支持物の上に整然と並べて敷設すること。ただし、垂直に用いる場合は1.5m以下の間隔ごとに、緊縛材料で縛ることとする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	13	5) 電線などの分岐箇所、その他の要所には合成樹脂製またはファイバ製などの名札を取付け、回路の種別や行先などを表示すること。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	14	6) ダクト内から電線などを外部に引出す部分は、ダクトの貫通部分で損傷することがないように施工する。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	15	7) 幹線に用いるダクトを、防災用配線(耐火ケーブル及び耐熱ケーブルを除く)と一般用配線とで共用する場合は、防災用配線と一般用配線との間に、厚さ1.6mm以上の鉄板で隔壁を設けるか、または防災用配線に耐熱性を有するテープを巻き付けるものとする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	16	(3) 線び配線	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	17	1) 線び内では、電線などを接続してはならない。ただし、二種金属線び内では、接続点の点検ができる部分で、電線を分岐する場合のみ、接続してもよいものとする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	18	2) 線び内から電線などを外部に引出す部分は、線びの貫通部分で損傷することがないように施工する。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	2	19	3) 線び内の配線は整然と並べ、電線の被覆を損傷しないように配線すること。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	1	3.ケーブル配線	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	2	(1) 露出配線	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	3	1) 露出配線は、ケーブルに適合するサドルまたはステップなどで、その被覆を損傷しないように取付け、その支持間隔は2m以下とする。ただし、人の触れる恐れのある場所については1m以下とする。なお、ケーブル接続箇所などでは、接続点に近い箇所支持する。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	4	2) ケーブルの接続は、合成樹脂モールド工法やボックス内接続とする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	5	(2) ケーブルラック配線	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	6	1) ケーブルは整然と並べ、水平部では3m以下、垂直部で1.5m以下の間隔ごとに固定する。ただし、トレー形ケーブルラックの水平部においては、この限りでない。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	7	2) ケーブルを垂直に敷設する場合は、特定の子げたに重量が集中しないようにする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	8	3) ケーブルの要所には、合成樹脂製、ファイバ製などの名札を取付け、回路の種別、行先などを表示する。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	9	4) 電力ケーブルは、積み重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルの俵積み、分電盤の2次側のケーブル、積み重ねるケーブルについて許容電流の必要な補正を行いケーブルの太さに影響のない場合は、この限りでない。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	10	(3) ころがし配線	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	11	1) 天井内隠べい、二重床及びビット内配線は、ころがし配線とし、原則として支持は行わないものとする。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	12	2) ケーブルは、整然と敷設し、電線などの被覆を損傷しないように配線すること。	国交省の仕様書に準拠
						3	4	5	5	3	13	3) ケーブルの接続は、合成樹脂モールド工法やボックス内接続とする。	国交省の仕様書に準拠

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)							新条文(R3.10)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条(項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編集節条(項目見出し)		新条文	
							3	4	5	5	3	14		4) 弱電流電線と交差する場合は、セパレータなどにより接触しないように行うものとする。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	15		(4) ケーブルの屈曲半径は、以下によるものとする。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	16		1) 低圧ケーブルは、仕上り外径(トリプレックス形ケーブルの場合は、よりあわせ外径)の6倍以上(単心ケーブルにあっては、8倍以上)とする。ただし、遮へい付ケーブルは、8倍以上(単心ケーブルにあっては、10倍以上)とする。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	17		なお、体裁を必要とする場所の平形ビニルケーブルの露出配線で、やむを得ない場合は、電線被覆にひび割れを生じない程度に屈曲することができる。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	18		2) 低圧耐火ケーブル及び耐火ケーブルは、仕上り外径の6倍以上とする。ただし、単心の低圧耐火ケーブルは8倍以上とする。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	19		3) 高圧ケーブルは、仕上り外径(トリプレックス形ケーブルの場合は、より合せ外径)の8倍以上とする。ただし、単心ケーブルは10倍以上とする。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	20		(5) 平形保護層配線	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	21		1) 平形保護層配線は、JIS C 3652(電力用フラットケーブルの施工方法)によるほか、本項によるものとする。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	22		2) 平形保護層配線を床面に敷設する場合は、粘着テープにより固定し、かつ、適当な防護装置の下部に敷設する。また、壁面に敷設する場合は、厚さ1.2mm以上の鋼板を用いたダクト内に収めて敷設する。ただし、床面からの立上り部において、その長さを0.3m以下とし、かつ、適当なカバーを設けて敷設するときは、この限りでない。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	23		3) 床面を清掃し、附着物などを取り除き平滑にした後に敷設する。また、床面への固定は、幅30mm以上の粘着テープを用いて1.5m以下の間隔で固定すること。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	24		なお、接続箇所、方向転換箇所は固定すること。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	25		4) 平形保護層内には、電線の被覆を損傷する恐れのあるものを収めてはならない。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	26		5) 電線は、重ね合わせて敷設してはならない。ただし、折り曲げ箇所、交差部分、接続部及び電線引出し部周辺は、この限りでない。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	27		6) 電線と通信用フラットケーブルを平行して敷設する場合は、0.1m以上離隔すること。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	28		なお、交差する場合は、金属保護層(接地された上部保護層を含む。)で分離し直交させるものとする。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	29		7) 上部接地保護層相互及び上部接地用保護層と電線の接地線とは、電気的に接続すること。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	30		8) 電線の緑色または緑/黄色で表示された接地用導体は、接地線以外に使用してはならない。	国交省の仕様書に準拠	
							3	4	5	5	3	31		9) 電線の折返し部分は、敷設後これを伸ばして再使用してはならない。	国交省の仕様書に準拠	
3	4	10	0	0	1	第10節	ブルボックス設置工	3	4	10	0	0	1	第10節	ブルボックス設置工	
3	4	10	1	1	1	3-4-10-1	ブルボックス設置	3	4	10	1	1	1	3-4-10-1	ブルボックス設置	
3	4	10	1	1	1	1.	ブルボックスまたは支持する金物は、天井スラブ及び壁などの構造体に吊りボルト、またはアンカーボルトを用いて取付けるものとする。	3	4	10	1	1	1	1.	ブルボックスまたは支持する金物は、天井スラブ及び壁などの構造体に吊りボルト、またはあと施工アンカーボルトを用いて取付けるものとする。	
3	4	10	1	2	1	2.	ブルボックスの支持点数は、4箇所以上とする。	3	4	10	1	2	1	2.	ブルボックスの支持点数は、4箇所以上とする。	
3	4	10	1	2	2		ただし、長辺の長さが300mm以下のものは2箇所としてもよい。	3	4	10	1	2	2	ただし、長辺の長さが300mm以下のものは2箇所としてもよい。		
3	4	10	1	3	1	3.	ブルボックスを支持する吊りボルトは呼び径9mm以上とし、平座金及びナットを用いて取付けるものとする。	3	4	10	1	3	1	3.	ブルボックスを支持する吊りボルトはM9以上とし、平座金及びナットを用いて取付けるものとする。	国交省の仕様書に準拠
3	4	10	1	4	1	4.	天井または壁埋込みの場合は、埋込みすぎないようにし、塗りしろカバーと仕上り面にすき間がある場合は、継ぎ棒などを用いるものとする。								国交省の仕様書に準拠	

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R3.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文	
3	4	10	1	5	5.	不要の切抜き穴のあるブルボックスは、使用しないものとする。	3	4	10	1	4	4.	不要の切抜き穴のあるブルボックスは、使用しないものとする。	国交省の仕様書に準拠
3	4	10	1	6	16.	内側が断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むブルボックスには、断熱材を用いるものとする。								国交省の仕様書に準拠
3	4	11	0	0	1第11節	分電盤設置工	3	4	11	0	0	1第11節	分電盤設置工	
3	4	11	1	0	13-4-11-1	自立型分電盤取付	3	4	11	1	0	13-4-11-1	自立型分電盤取付	
3	4	11	1	3	13.	コンクリートと盤支持金物との間には、ゴムパッキン(クロロブレンゴム)を入れ、外壁と盤の隔離を図り、錆や水の進入を防ぐものとする。								国交省の仕様書に準拠
3	4	11	1	4	14.	貫通位置は盤の配線スペースを考慮し、主配線用遮断器などから離れた所で、電線直径の6倍以上の曲がり確保して、端子に無理がかからない位置とする。	3	4	11	1	3	13.	貫通位置は盤の配線スペースを考慮し、主配線用遮断器などから離れた所で、電線直径の6倍以上の曲がり確保して、端子に無理がかからない位置とする。	国交省の仕様書に準拠
3	4	11	1	5	15.	アンカーボルト、ダクター等の材質は、ステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上げとする。	3	4	11	1	4	14.	あと施工アンカーボルト、ダクター等の材質は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき仕上げまたはJIS G 3323(溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯)に規定される鋼板とする。	国交省の仕様書に準拠
3	4	11	1	6	16.	掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行わなければならない。								国交省の仕様書に準拠
3	4	11	1	7	17.	基礎は、分電盤を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置しなければならない。								国交省の仕様書に準拠
3	4	11	1	8	18.	基礎用掘削箇所は、十分突固めを行うものとする。								国交省の仕様書に準拠
3	4	11	1	9	19.	コンクリートに埋込むアンカーボルトは埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。	3	4	11	1	5	15.	コンクリートに埋込むアンカーボルトは埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。	国交省の仕様書に準拠
3	4	11	1	10	110. 掘付		3	4	11	1	6	16. 掘付		国交省の仕様書に準拠
3	4	11	1	10	2	(1) 自立盤はアンカーボルトにより、基礎に堅固に取付けるものとする。	3	4	11	1	6	2	(1) 自立盤はアンカーボルトにより、基礎に堅固に取付けるものとする。	
3	4	11	1	10	3	(2) 自立盤を密着して取付ける場合、壁にもメカニカルアンカーで堅固に支持すること。	3	4	11	1	6	3	(2) 自立盤を密着して取付ける場合、壁にもあと施工アンカーボルトで堅固に支持すること。	国交省の仕様書に準拠
3	4	11	1	10	4	(3) 自立盤を壁に取付ける場合、必要に応じて盤上部に支持材を設け、壁、はり等に堅固に支持すること。	3	4	11	1	6	4	(3) 自立盤を壁に取付ける場合、必要に応じて盤上部に支持材を設け、壁、はり等に堅固に支持すること。	
3	4	11	1	10	5	(4) 屋上に設ける場合、チャンネルベースと基礎接触部分にはコーキングを行い、浸水を防止すること。	3	4	11	1	6	5	(4) 屋上に設ける場合、チャンネルベースと基礎接触部分にはコーキングを行い、浸水を防止すること。	
3	4	11	2	0	13-4-11-2	分電盤取付	3	4	11	2	0	13-4-11-2	分電盤取付	
3	4	11	2	2	12. 露出形分電盤の設置		3	4	11	2	2	12. 露出形分電盤の設置		
3	4	11	2	2	7	(5) 盤の重量に対して十分な保持力強度が得られる場合は、構造担当者 と打合せ の上、ALC用のアンカーを使用してもよいものとする。	3	4	11	2	2	7	(5) 盤の重量に対して十分な保持力強度が得られる場合は、発注者と協議の上、ALC用のあと施工アンカーボルトを使用してもよいものとする。	国交省の仕様書に準拠
3	4	11	2	3	13. 直流分電盤設置		3	4	11	2	3	13. 直流分電盤設置		
3	4	11	2	3	2	埋込分電盤(埋込型・半埋込型)・露出分電盤は4-11-2、1項埋込分電盤設置及び2項露出型分電盤設置の規定による。	3	4	11	2	3	2	埋込分電盤(埋込型・半埋込型)・露出分電盤は本条1項及び2項の規定による。	国交省の仕様書に準拠
3	4	11	3	0	13-4-11-3	分電盤基礎工	3	4	11	3	0	13-4-11-3	分電盤基礎工	
3	4	11	3	2	12. 基礎		3	4	11	3	2	12. 基礎		
3	4	11	3	2	2	(1) 基礎コンクリートは、床スラブ面を目荒して施工するものとし、まわりにシンダーコンクリートを打設すること。	3	4	11	3	2	2	(1) 基礎コンクリートは、床スラブ面を目荒して施工するものとし、まわりに軽量コンクリートを打設すること。	国交省の仕様書に準拠
							3	4	11	3	2	5	(4) 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行わなければならない。	国交省の仕様書に準拠
							3	4	11	3	2	6	(5) 基礎は、分電盤を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置しなければならない。	国交省の仕様書に準拠
							3	4	11	3	2	7	(6) 基礎用床掘箇所は、十分突固めを行うものとする。	国交省の仕様書に準拠

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R3.10)						改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下	新条文
					1	第12節						1	第12節						引込柱設置工
3	4	12	0	0			3	4	12	0	0	1	第12節						引込柱設置工
3	4	12	1	0	1	3-4-12-1	3	4	12	1	0	1	3-4-12-1						引込柱建柱
3	4	12	1	1	1	1.	3	4	12	1	1	1	1.						鉄筋コンクリート柱または鋼管を主体とするもので、末口19cm以下及び設計荷重が700kg以下の電柱の根入れは、全長が15m以下の場合は全長の1/6以上、15mを越え16m以下の場合は2.5m以上とする。ただし、傾斜地、岩盤などでは根入れ長さを適宜増減してもよい。
3	4	12	1	3	1	3.	3	4	12	1	3	1	3.						コンクリート根かせは、径12mm以上の亜鉛めっきUボルトで締付けるものとする。
							3	4	15	0	0	1	第15節						雷保護設備工
							3	4	15	2	0	1	3-4-15-2						避雷器等の設置
							3	4	15	2	0	2							避雷器等は、「電気設備の技術基準の解釈第37条(避雷器等の施設)」及び「雷害対策設計施工要領(案)」(国土交通省、平成31年3月)により設置する。
3	4	16	0	0	1	第16節	3	4	16	0	0	1	第16節						接地設置工
3	4	16	1	0	1	3-4-16-1	3	4	16	1	0	1	3-4-16-1						接地線
3	4	16	1	0	5	(2)	3	4	16	1	0	5	(2)						B種接地工事は、表3-4-16によるものとする。
3	4	16	1	0	6	(3)	3	4	16	1	0	6	(3)						C種接地工事及びD種接地工事は、表3-4-17によるものとする。なお、表3-4-17に該当しない場合は1.6mm以上とする。
							3	4	16	3	0	1	3-4-16-3						B種接地工事の電気工作物
							3	4	16	3	1	1	1.						高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の、低圧側中性点。ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合において、変圧器の構造または配電方式により、変圧器の中性点に施工できない場合は、低圧側の一端子とする。
												2.							高圧及び特別高圧と低圧電路を結合する変圧器であって、その高圧または特別高圧巻線と低圧巻線との間の金属製混触防止板
												3.							特別高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側の中性点(接地抵抗値10Ω以下)。ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合においては、本条1項によるものとする
																			表3-4-12 B種接地工事の接地線の太さ
																			表3-4-13 C種及びD種接地線工事の接地線の太さ
3	4	16	8	0	1	3-4-16-8	3	4	16	8	0	1	3-4-16-8						照明器具の接地
3	4	16	8	0	4	(3)	3	4	16	8	0	4	(3)						以下の照明器具の、金属製部分及び安定器別置の場合の安定器外箱にはD種接地工事を行うものとする。ただし、二重絶縁構造のもの、管灯回路の使用電圧が対地電圧150V以下の放電灯を乾燥した場所に施設する場合は、接地工事を省略することができるものとする。
3	4	17	2	0	1	3-4-17-2	3	4	17	2	0	1	3-4-17-2						塗装
3	4	17	2	0	5	(2)	3	4	17	2	0	5	(2)						塗装は、素地ごしらえの後にを行い、塗装箇所の塗装の種別、塗り回数、表3-4-18によるものとする。
3	4	17	2	0	6		3	4	17	2	0	6							表3-4-18 各塗装箇所の塗装の種別及び塗り回数
3	4	18	0	0	1	第18節	3	4	18	0	0	1	第18節						撤去
3	4	18	1	0	1	3-4-18-1	3	4	18	1	0	1	3-4-18-1						一般事項
3	4	18	1	0	2		3	4	18	1	0	2							受注者は、工事の施工に伴い生じた現場発成品などは、第1編1-1-17 工事現場発成品の規程によるほか、以下によるものとする。
3	4	18	1	0	4	(2)	3	4	18	1	0	4	(2)						設備などの撤去品は、設計図書による処分方法によらなければならない。
3	4	18	2	0	1	3-4-18-2	3	4	18	2	0	1	3-4-18-2						危険物の管理及び処理

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R3.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文		
						4	0	0	0	0	1	第4編	電気設備編	国交省の仕様書に準拠		
						4	1	0	0	0	1	第1章	総則	国交省の仕様書に準拠		
						4	1	1	0	0	1	第1節	適用	国交省の仕様書に準拠		
						4	1	1	1	0	1	1.	本章は、電気通信設備工事における受変電設備、道路照明設備、トンネル照明設備、道路照明維持補修に使用する工種に適用する。	国交省の仕様書に準拠		
						4	1	1	2	0	1	2.	受注者は、設計図書に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。	国交省の仕様書に準拠		
						4	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	国交省の仕様書に準拠		
						4	1	2	0	0	2		大分県 電気設備工事(道路照明工事等)の施工管理基準及び規格値 (令和3年10月)	諸基準類の改定に伴う修正		
						4	1	2	0	0	3		国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案) (平成27年3月)	1-1-2から編入		
						4	1	2	0	0	4		経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和2年5月)	1-1-2から編入		
						4	1	2	0	0	5		経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (平成30年10月)	国交省の仕様書に準拠		
						4	1	2	0	0	6		日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準 (2019年10月)	国交省の仕様書に準拠		
						4	1	2	0	0	7		日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (平成22年11月)	1-1-2から編入		
						4	1	2	0	0	8		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	1-1-2から編入		
						4	1	2	0	0	9		建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	0	0	0	1	第2章	受変電設備	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	1	0	0	1	第1節	適用	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	1	1	0	1	1.	本章は、受変電設備工事における低圧受変電設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	1	2	0	1	2.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	4	0	0	1	第4節	低圧受変電設備設置工	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	4	1	0	1	4-2-4-1	引込設備設置	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	4	1	0	2		引込設備の設置は、設計図書によらなければならない。	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	4	2	0	1	4-2-4-2	耐雷トランス据付	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	4	2	0	2		耐雷トランスの据付は、設計図書によらなければならない。	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	4	3	0	1	4-2-4-3	低圧受変電設備据付	国交省の仕様書に準拠		
						4	2	4	3	0	2		低圧受変電設備の設置は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省、令和3年3月)第4編4-2-2-3 屋内(屋外)キュービクル型設置の規定による。	国交省の仕様書に準拠		
3	7	0	0	0	1	第7章	道路照明設備	4	7	0	0	1	第7章	道路照明設備		
3	7	1	0	0	1	第1節	適用	4	7	1	0	0	1	第1節	適用	
3	7	1	0	2	1	2.	LED道路照明の施工に当たっては「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」によるものとする。								国交省の仕様書に準拠	
3	7	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。	4	7	1	0	3	1	2.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。	国交省の仕様書に準拠
3	7	2	0	0	1	第2節	道路照明設備設置工	4	7	2	0	0	1	第2節	道路照明設備設置工	
3	7	2	1	0	1	3-7-2-1	道路照明灯設置	4	7	2	1	0	1	4-7-2-1	道路照明灯設置	国交省の仕様書に準拠

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R3.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
3	7	2	1	1	1		4	7	2	1	1	1	1. 一般事項	
							4	7	2	1	1	2	(1) LED照明器具	国交省の仕様書に準拠
							4	7	2	1	1	3	LEDモジュール用制御装置は、LED照明器具の内部または外部に施設する。ただし、LEDモジュール用制御装置をLED照明器具の外部に施設する場合は、以下による。	国交省の仕様書に準拠
							4	7	2	1	1	4	1) 堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、外箱を造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。	国交省の仕様書に準拠
							4	7	2	1	1	5	2) LEDモジュール用制御装置をボール内に収納する場合は、口出し線の引き出し部から箱内に浸水するおそれがあるため、口出し線が下向きとなるよう取付ける。	国交省の仕様書に準拠
							4	7	2	1	1	6	3) LEDモジュール用制御装置は高温の場所に施設しないこと。ただし、高温用のものを使用する場合はこの限りでない。	国交省の仕様書に準拠
							4	7	2	1	1	7	4) LEDモジュール用制御装置の定格二次電圧は300V以下とする。	国交省の仕様書に準拠
							4	7	2	1	1	8	(2) 1,000V以下の放電灯	国交省の仕様書に準拠
3	7	2	1	1	2	(1)	4	7	2	1	1	9	管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。	管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。
3	7	2	1	1	3		4	7	2	1	1	10	1) 放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。	1) 放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。
3	7	2	1	1	4	①	4	7	2	1	1	11	① 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から10mm以上離して、堅ろうに取付けるものとする。	① 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から10mm以上離して、堅ろうに取付けるものとする。
3	7	2	1	1	5	②	4	7	2	1	1	12	② 隠べい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。	② 隠べい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。
3	7	2	1	1	6	2)	4	7	2	1	1	13	2) 湿気の多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を施すものとする。	2) 湿気の多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を設置するものとする。
							4	7	2	1	1	14	(3) 1,000Vを超える放電灯	国交省の仕様書に準拠
3	7	2	1	1	7	(2)	4	7	2	1	1	15	管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により施設する。	管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により施設する。
3	7	2	1	1	8	1)	4	7	2	1	1	16	1) 放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物(架空電線を除く。)または植物との離隔距離は0.6m以上とする。	1) 放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物(架空電線を除く。)または植物との離隔距離は0.6m以上とする。
3	7	2	1	1	9	2)	4	7	2	1	1	17	2) 照明器具は、JISC8105-01に規定するIP23以上とする。	2) 照明器具は、JIS C 8105-1(照明器具-第1部:安全性要求事項通則)に規定するIP23以上とする。
							4	7	2	1	1	18	(4) 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ボール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止ワイヤ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。	国交省の仕様書に準拠
3	7	2	1	2	1	2.	4	7	2	1	2	1	2.	道路照明灯建柱
3	7	2	1	2	3	(2)	4	7	2	1	2	3	(2) ボールは、M24以上のアンカーボルトで堅ろうに固定する。	(2) ボールは、M24以上のアンカーボルトで堅ろうに固定する。
3	7	2	1	2	4		4	7	2	1	2	4	なお、ナットは二重に締付けるものとし、コンクリートの外に露出する部分は、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。	なお、ナットは二重に締付けるものとし、コンクリートの外に露出する部分は、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。
							4	7	2	1	2	5	(3) ボールの地際部には、滞水や滞砂等を予防し腐食環境の悪化を予防する措置を施すことを標準とする。	国交省の仕様書に準拠
3	7	2	1	2	5	(3)	4	7	2	1	2	6	(4) 照明灯ボールの見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。	国交省の仕様書に準拠
3	7	2	2	0	1	3-7-2-2	4	7	2	2	0	1	4-7-2-2	照明器具取付

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)										新条文(R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
3	7	2	3	0	1	3-7-2-3	照明制御盤などの取付	4	7	2	3	0	1	4-7-2-3	照明制御盤などの取付	国交省の仕様書に準拠				
3	7	2	3	1	1	1.	自立形照明制御盤及び配電盤などの取付けは、低圧受変電設備設置工の規定	4	7	2	3	1	1	1.	自立形照明制御盤及び配電盤などの取付けは、 第4編第2章第4節 低圧受変電設備設置工の規定による。	国交省の仕様書に準拠				
3	7	4	0	0	1	第4節	歩道(橋)照明設備設置工	4	7	4	0	0	1	第4節	歩道(橋)照明設備設置工					
3	7	4	1	0	1	3-7-4-1	歩道(橋)照明灯設置	4	7	4	1	0	1	4-7-4-1	歩道(橋)照明灯設置	国交省の仕様書に準拠				
3	7	4	1	0	2		歩道(橋)照明灯の設置は、7-2-1道路照明灯設置の規定による。	4	7	4	1	0	2		歩道(橋)照明灯の設置は、 第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。	国交省の仕様書に準拠				
3	7	4	1	0	3		ただし、アンカーボルトの規格はJILによるものとする。	4	7	4	1	0	3							
3	7	4	2	0	1	3-7-4-2	歩道(橋)照明器具取付	4	7	4	2	0	1	4-7-4-2	歩道(橋)照明器具取付	国交省の仕様書に準拠				
3	7	4	2	0	2		歩道(橋)照明器具の取付けは、7-2-2照明器具取付の規定による。	4	7	4	2	0	2		歩道(橋)照明器具の取付けは、 第4編4-7-2-2 照明器具取付の規定による。	国交省の仕様書に準拠				
3	7	4	3	0	1	3-7-4-3	照明制御盤などの取付	4	7	4	3	0	1	4-7-4-3	照明制御盤などの取付	国交省の仕様書に準拠				
3	7	4	3	0	2		照明制御盤などの取付けは、7-2-3照明制御盤などの取付の規定による。	4	7	4	3	0	2		照明制御盤などの取付けは、 第4編4-7-2-3 照明制御盤などの取付の規定による。	国交省の仕様書に準拠				
3	7	5	0	0	1	第5節	照明灯基礎設置工	4	7	5	0	0	1	第5節	照明灯基礎設置工					
3	7	5	1	0	1	3-7-5-1	照明灯基礎設置	4	7	5	1	0	1	4-7-5-1	照明灯基礎設置	国交省の仕様書に準拠				
3	7	5	1	1	1	1.	照明灯の設計荷重に関し、照明灯基礎に加わる外力は「 風荷重 :道路付属物の基礎について(昭和50年7月15日道企発第52号)」によるものとする。	4	7	5	1	1	1	1.	照明灯の設計荷重に関し、照明灯基礎に加わる外力は「 道路付属物の基礎 について(昭和50年7月15日道企発第52号)」によるものとする。					
3	7	6	0	0	1	第6節	視線誘導灯設置工	4	7	6	0	0	1	第6節	視線誘導灯設置工					
3	7	6	1	0	1	3-7-6-1	プリンカーライト設置	4	7	6	1	0	1	4-7-6-1	プリンカーライト設置	国交省の仕様書に準拠				
3	7	6	1	1	1		プリンカーライトの設置は、第7章第2節道路照明設備設置工の規定及び「 視線誘導標設置基準 」によるものとする。 ただし、アンカーボルトの規格はJILによるものとする。	4	7	6	1	1	1		プリンカーライトの設置は、 第4編第7章第2節 道路照明設備設置工の規定及び「 視線誘導標設置基準 」(昭和59年4月16日 都街発第15号、道企発第16号)によるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
3	7	6	2	0	1	3-7-6-2	視線誘導灯設置	4	7	6	2	0	1	4-7-6-2	視線誘導灯設置	国交省の仕様書に準拠				
3	7	6	2	1	1		視線誘導灯の設置は、3-7-6-1プリンカーライト設置の規定による。	4	7	6	2	1	1		視線誘導灯の設置は、 第4編4-7-6-1 プリンカーライト設置の規定による。	国交省の仕様書に準拠				
3	7	7	0	0	1	第7節	視線誘導灯基礎設置工	4	7	7	0	0	1	第7節	視線誘導灯基礎設置工					
3	7	7	1	0	1	3-7-7-1	視線誘導灯基礎設置	4	7	7	1	0	1	4-7-7-1	視線誘導灯基礎設置	国交省の仕様書に準拠				
3	8	0	0	0	1	第8章	トンネル照明設備	4	8	0	0	0	1	第8章	トンネル照明設備					
3	8	1	0	0	1	第1節	適用	4	8	1	0	0	1	第1節	適用					
3	8	1	0	2	1	2.	LED道路照明の施工に当たっては「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」によるものとする。									国交省の仕様書に準拠				
3	8	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。	4	8	1	0	2	1	2.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。	国交省の仕様書に準拠				
3	8	2	0	0	1	第2節	トンネル照明設備設置工	4	8	2	0	0	1	第2節	トンネル照明設備設置工					
3	8	2	1	0	1	3-8-2-1	坑口照明灯設置	4	8	2	1	0	1	4-8-2-1	坑口照明灯設置	国交省の仕様書に準拠				
3	8	2	1	0	2		坑口照明灯の設置は、3-7-2-1道路照明灯設置の規定による。	4	8	2	1	0	2		坑口照明灯の設置は、 第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。	国交省の仕様書に準拠				
3	8	2	2	0	1	3-8-2-2	坑口照明器具取付	4	8	2	2	0	1	4-8-2-2	坑口照明器具取付	国交省の仕様書に準拠				
3	8	2	2	0	2		坑口照明器具の取付けは、3-7-2-2照明器具取付の規定による。	4	8	2	2	0	2		坑口照明器具の取付けは、 第4編4-7-2-2 照明器具取付の規定による。	国交省の仕様書に準拠				
3	8	2	3	0	1	3-8-2-3	トンネル照明器具取付	4	8	2	3	0	1	4-8-2-3	トンネル照明器具取付	国交省の仕様書に準拠				
3	8	2	3	0	2		トンネル照明器具の取付けは、3-7-2-1道路照明灯設置の規定によるほか以下によるものとする。	4	8	2	3	0	2		トンネル照明器具の取付けは、 第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。	国交省の仕様書に準拠				
								4	8	2	3	0	8		(6) 照明器具の落下防止対策は、第3編第4章第3節3-4-3-4各種設備の落下防止による。	国交省の仕様書に準拠				

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)								新条文(R3.10)								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	
3	8	2	3	0	8	(6)	器具直下の壁面または見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。	4	8	2	3	0	9	(7)	器具直下の壁面または見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。	国交省の仕様書に準拠
3	8	2	4	0	1	3-8-2-4	照明制御盤などの取付	4	8	2	4	0	1	4-8-2-4	照明制御盤などの取付	国交省の仕様書に準拠
3	8	2	4	0	2		照明制御盤などの取付けは、3-7-2-3照明制御盤などの取付の規定によるほか、以下によるものとする。	4	8	2	4	0	2		照明制御盤などの取付けは、第4編4-7-2-3 照明制御盤などの取付の規定によるほか、以下によるものとする。	国交省の仕様書に準拠
3	8	2	4	0	3	(1)	照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、低圧受変電設備据付の規定による。	4	8	2	4	0	3		照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。	国交省の仕様書に準拠
3	8	2	4	0	4	(2)	調光装置の受光部の取付けは、屋外輝度を正確に計測できる位置に固定する。	4	8	2	4	0	4		調光装置の受光部の取付けは、野外輝度を適切に計測できる位置に固定する。	国交省の仕様書に準拠
3	8	3	0	0	1	第3節	アンダーパス照明設備設置工	4	8	3	0	0	1	第3節	アンダーパス照明設備設置工	
3	8	3	1	0	1	3-8-3-1	アンダーパス照明器具取付	4	8	3	1	0	1	4-8-3-1	アンダーパス照明器具取付	国交省の仕様書に準拠
3	8	3	1	0	2		アンダーパス照明器具の取付けは、3-8-2-3トンネル照明器具取付の規定による	4	8	3	1	0	2		アンダーパス照明器具の取付けは、第4編4-8-2-3トンネル照明器具取付の規定による	国交省の仕様書に準拠
3	8	3	2	0	1	3-8-3-2	照明制御盤などの取付	4	8	3	2	0	1	4-8-3-2	照明制御盤などの取付	
3	8	3	2	0	2		照明制御盤などの取付けは、3-8-2-4照明制御盤などの取付の規定による。	4	8	3	2	0	2		照明制御盤などの取付けは、第4編4-8-2-4照明制御盤などの取付の規定による	国交省の仕様書に準拠
3	8	4	0	0	1	第4節	地下道照明設備設置工	4	8	4	0	0	1	第4節	地下道照明設備設置工	
3	8	4	1	0	1	3-8-4-1	地下道照明器具設置	4	8	4	1	0	1	4-8-4-1	地下道照明器具設置	国交省の仕様書に準拠
3	8	4	2	0	1	3-8-4-2	照明制御盤などの取付	4	8	4	2	0	1	4-8-4-2	照明制御盤などの取付	国交省の仕様書に準拠
3	8	4	2	0	2		照明制御盤などの取付けは、3-8-2-4照明制御盤などの取付の規定による。	4	8	4	2	0	2		照明制御盤などの取付けは、第4編4-8-2-4 照明制御盤などの取付の規定による。	国交省の仕様書に準拠
3	8	5	0	0	1	第5節	照明灯基礎設置工	4	8	5	0	0	1	第5節	照明灯基礎設置工	
3	8	5	2	0	1	3-8-5-1	照明灯基礎設置	4	8	5	2	0	1	4-8-5-1	照明灯基礎設置	国交省の仕様書に準拠
3	8	5	2	0	2		照明灯基礎の設置は、3-7-5-1照明灯基礎設置の規定による。	4	8	5	2	0	2		照明灯基礎の設置は、第4編4-7-5-1 照明灯基礎設置の規定による。	国交省の仕様書に準拠
3	8	6	0	0	1	第6節	雑工(電気)	4	8	6	0	0	1	第6節	雑工(電気)	
3	8	6	1	0	1	3-8-6-1	はつり工	4	8	6	1	0	1	4-8-6-1	はつり工	国交省の仕様書に準拠
3	8	6	2	0	1	3-8-6-2	モルタル工	4	8	6	2	0	1	4-8-6-2	モルタル工	国交省の仕様書に準拠
3	8	6	3	0	1	3-8-6-3	殻運搬処理	4	8	6	3	0	1	4-8-6-3	殻運搬処理	国交省の仕様書に準拠
3	8	6	3	0	2		殻運搬処理は、第2章第7節殻運搬処理工の規定による。	4	8	6	3	0	2		殻運搬処理は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。	国交省の仕様書に準拠
3	13	0	0	0	1	第13章	道路照明維持補修	4	13	0	0	0	1	第13章	道路照明維持補修	
3	13	2	0	0	1	第2節	道路照明維持工	4	13	2	0	0	1	第2節	道路照明維持工	
3	13	2	1	0	1	3-13-2-1	一般事項	4	13	2	1	0	1	4-13-2-1	一般事項	国交省の仕様書に準拠
3	13	2	1	0	3	(2)	リフト車等による球切れ交換、安定器、点滅器、灯具、照明器具等の交換を行うものとする。	4	13	2	1	0	3	(2)	高所作業車等による球切れ交換、安定器、点滅器、灯具、照明器具等の交換を行うものとする。	国交省の仕様書に準拠
3	13	3	0	0	1	第3節	道路照明修繕工	4	13	3	0	0	1	第3節	道路照明修繕工	
3	13	3	1	0	1	3-13-3-1	一般事項	4	13	3	1	0	1	4-13-3-1	一般事項	国交省の仕様書に準拠
3	13	3	2	0	1	3-13-3-2	道路照明灯修繕	4	13	3	2	0	1	4-13-3-2	道路照明灯修繕	国交省の仕様書に準拠
3	13	2	2	0	2		道路照明灯の修繕は、3-7-2-1道路照明灯設置の規定による。	4	13	2	2	0	2		道路照明灯の修繕は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。	国交省の仕様書に準拠
3	13	3	3	0	1	3-13-3-3	道路照明灯修繕	4	13	3	3	0	1	4-13-3-3	道路照明灯修繕	国交省の仕様書に準拠
3	13	3	3	0	2		道路照明器具の修繕は、3-7-2-2照明器具取付の規定による。	4	13	3	3	0	2		道路照明器具の修繕は、第4編4-7-2-2 照明器具取付の規定による。	国交省の仕様書に準拠
3	13	3	4	0	1	3-13-3-4	歩道橋照明灯修繕	4	13	3	4	0	1	4-13-3-4	歩道橋照明灯修繕	国交省の仕様書に準拠
3	13	3	4	0	2		歩道橋照明灯の修繕は、3-7-4-1歩道(橋)照明灯設置の規定による。	4	13	3	4	0	2		歩道橋照明灯の修繕は、第4編4-7-4-1 歩道(橋)照明灯設置の規定による。	国交省の仕様書に準拠

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)

新条文(R3.10)

第2編 第3章 1節 1条 電力用

第2編 第3章 1節 1条 電力用

表2-3-1 電線類(電力用)

表2-3-1 電線類(電力用)

呼 称	規 格	備 考
硬銅線	JIS C 3101 電気用硬銅線	
硬銅より線	JIS C 3105 硬銅より線	
軟銅線	JIS C 3102 電気用軟銅線 (H)	
軟銅より線	JCS 1226 軟銅より線	
軟銅線	JIS C 3102 電気用軟銅線 (A)	
硬アルミより線	JIS C 3109 硬アルミニウムより線	
機器用ビニル線	JIS C 3316 600V電気機器内配線用ビニル絶縁電線	
軟銅より線	JCS 1226 硬銅より線	
ビニル電線	JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線 (IV)	
耐熱ビニル電線	JIS C 3317 600V二種ビニル絶縁電線 (HIV)	
ポリエチレン電線	JCS 3410 600Vポリエチレン絶縁電線	
OW電線	JIS C 3340 屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	
DV電線	JIS C 3341 引込用ビニル絶縁電線 (DV)	
OE電線	電力用規格 6600V屋外用ポリエチレン C-106 絶縁電線 (OE)	
OC電線	電力用規格 6600V屋外用架橋ポリエチレン C-107 絶縁電線 (OC)	
高圧引下線	JIS C 3609 高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線 (PDC)	
ビニルケーブル	JIS C 3342 600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル (VV□)	
600Vポリエチレンケーブル	JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)	
高圧架橋ポリエチレンケーブル	JIS C 3606 高圧架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)	
制御ケーブル	JIS C 3401 制御用ケーブル (CVV)	
制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258 制御用ケーブル (遮へい付) (CVV-S)	
耐火ケーブル	「耐火電線の基準」(平成9年12月18日消防庁告示第10号)	
耐熱ケーブル	「耐熱電線の基準」(平成9年12月18日消防庁告示第11号)	
編組銅線	JCS1236 平編銅線	
MIケーブル	電気設備技術基準解釈【低圧ケーブル】第9条2 MIケーブル規格	
波付銅管がい装ケーブル	気設備技術基準解釈【電線の性能】第3条	
CDケーブル	電気設備技術基準解釈【高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル】 第10条4 CDケーブル規格	
鉛被ケーブル	電気設備技術基準解釈【高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル】 第10条1、2 鉛被ケーブル規格	
コンクリート直埋用ケーブル	JIS C 3651 ヒーテング施設の施工方法 「付属書発熱線等」	
ゴムキャブタイヤケーブル	JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)	
ビニルキャブタイヤケーブル	JIS C 3312 600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)	
ビニルコード	JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)	

呼 称	規 格	備 考
硬銅線	JIS C 3101 電気用硬銅線	
硬銅より線	JIS C 3105 硬銅より線	
軟銅線	JIS C 3102 電気用軟銅線	
軟銅より線	JCS 1226 軟銅より線	
軟銅線	JIS C 3102 電気用軟銅線	
硬アルミより線	JIS C 3109 硬アルミニウムより線	
機器用ビニル線	JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線	
軟銅より線	JCS 1226 硬銅より線	
ビニル電線	JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線 (IV)	
耐熱ビニル電線	JIS C 3317 600V二種ビニル絶縁電線 (HIV)	
ポリエチレン電線	JCS 3410 600Vポリエチレン絶縁電線	
OW電線	JIS C 3340 屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	
DV電線	JIS C 3341 引込用ビニル絶縁電線 (DV)	
OE電線	電力用規格 6600V屋外用ポリエチレン C-106 絶縁電線 (OE)	
OC電線	電力用規格 6600V屋外用架橋ポリエチレン C-107 絶縁電線 (OC)	
高圧引下線	JIS C 3609 高圧引下用絶縁電線	
ビニルケーブル	JIS C 3342 600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル (VV)	
600Vポリエチレンケーブル	JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)	
高圧架橋ポリエチレンケーブル	JIS C 3606 高圧架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)	
制御ケーブル	JIS C 3401 制御用ケーブル (CVV)	
制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258 制御用ケーブル (遮へい付) (CVV-S)	
耐火ケーブル	「耐火電線の基準」(改正平成26年4月14日消防庁告示第11号)	
耐熱ケーブル	「耐熱電線の基準」(平成9年12月18日消防庁告示第11号)	
編組銅線	JCS1236 平編銅線	
MIケーブル	電気設備の技術基準の解釈【低圧ケーブル】第9条3 MIケーブル規格	
波付銅管がい装ケーブル	電気設備の技術基準の解釈【電線規格の共通事項】第3条	
CDケーブル	電気設備の技術基準の解釈【高圧ケーブル】 第10条4 CDケーブル規格	
鉛被ケーブル	電気設備の技術基準の解釈【高圧ケーブル】 第10条2、3 鉛被ケーブル規格	
コンクリート直埋用ケーブル	JIS C 3651 ヒーテング施設の施工方法 「付属書発熱線等」	
ゴムキャブタイヤケーブル	JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)	
ビニルキャブタイヤケーブル	JIS C 3312 600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)	
ビニルコード	JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)	

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)

新条文(R3.10)

第2編 第3章 1節 4条 端末・接続処理材

第2編 第3章 1節 4条 端末・接続処理材

表2-3-4 接続処理材

表2-3-4 接続処理材

呼 称	規 格	備 考
圧着端子	JIS C 2805 銅線用圧着端子	
圧縮端子	JIS C 2804 圧縮端子	
圧着スリーブ	JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブ	
電線コネクタ	JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形	
ビニルテープ	JIS C 2336 電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	
〃	JIS C 2813 屋内配線用差込形電線コネクタ	
ビニルテープ	JIS C 2814-2-4 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具— 第2-4部：ねじ込み形接続器具の個別要求事項	

呼 称	規 格	備 考
圧着端子	JIS C 2805 銅線用圧着端子	
圧縮端子	JIS C 2804 圧縮端子	
圧着スリーブ	JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブ	
電線コネクタ	JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形	
電線コネクタ	JIS C 2813 屋内配線用差込形電線コネクタ	
電線コネクタ	JIS C 2814-2-4 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具— 第2-4部：ねじ込み形接続器具の個別要求事項	
ビニルテープ	JIS C 2336 電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	

第2編 第3章 2節 1条 電線管及び付属品

第2編 第3章 2節 1条 電線管及び付属品

表2-3-5 金属管及び付属品

表2-3-5 金属管及び付属品

呼 称	規 格	備 考
金属管	JIS C 8305 鋼製電線管	
金属管の付属品	JIS C 8330 金属製電線管用の付属品	
	JIS C 8340 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	

呼 称	規 格	備 考
金属管	JIS C 8305 鋼製電線管	
金属管の付属品	JIS C 8330 金属製電線管用の付属品	
ボックス	JIS C 8340 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	

第2編 第3章 2節 1条 電線管及び付属品

第2編 第3章 2節 1条 電線管及び付属品

表2-3-6 合成樹脂管及び付属品

表2-3-6 合成樹脂管及び付属品

呼 称	規 格	備 考
硬質ビニル電線管	IS C 8430 硬質塩化ビニル電線管	
硬質ビニル電線管の付属品	JIS C 8432 硬質塩化ビニル電線管用付属品	
ボックス	JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	

呼 称	規 格	備 考
硬質ビニル電線管	IS C 8430 硬質塩化ビニル電線管	
硬質ビニル電線管の付属品	JIS C 8432 硬質塩化ビニル電線管用付属品	
ボックス	JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	

備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成24年経済産業省令第5号)に定めるところによる。

備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成25年7月1日経済産業省令第34号)に定めるところによる。

第2編 第3章 2節 1条 電線管及び付属品

第2編 第3章 2節 1条 電線管及び付属品

表2-3-7 PF管、CD管及び付属品、波付硬質合成樹脂管

表2-3-7 PF管、CD管及び付属品、波付硬質合成樹脂管

呼 称	規 格	備 考
PF管	JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管	
CD管	JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管	
PF管の付属品	JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用付属品	
CD管の付属品	JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用付属品	
波付硬質合成樹脂管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書1「波付硬質合成樹脂管」	

呼 称	規 格	備 考
PF管	JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管	
CD管	JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管	
PF管の付属品	JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用付属品	
CD管の付属品	JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用付属品	
波付硬質合成樹脂管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書1「波付硬質合成樹脂管」	

備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成24年経済産業省令第5号)に定めるところによる。

備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成25年7月1日経済産業省令第34号)に定めるところによる。

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)

新条文(R3.10)

第2編 第3章 2節 1条 電線管及び付属品

第2編 第3章 2節 1条 電線管及び付属品

表2-3-8 金属製可とう電線管及び付属品

表2-3-8 金属製可とう電線管及び付属品

呼 称	規 格	備 考
金属製可とう電線管	JIS C 8309 金属製可とう電線管	
金属製可とう電線管の付属品	JIS C 8350 金属製可とう電線管用付属品	

呼 称	規 格	備 考
金属製可とう電線管	JIS C 8309 金属製可とう電線管	
金属製可とう電線管の付属品	JIS C 8350 金属製可とう電線管用付属品	

備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成24年経済産業省令第5号)に定めるところによる。

備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成25年7月1日経済産業省令第34号)に定めるところによる。

第2編 第3章 2節 2条 線び及び付属品

第2編 第3章 2節 2条 線び及び付属品

表2-3-9 合成樹脂線び及び付属品

表2-3-9 合成樹脂線び及び付属品

呼 称	規 格	備 考
合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(種)	
NTT用品 ワイヤプロテクタ		
合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令	

呼 称	規 格	備 考
合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(種)	
合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令	

第2編 第3章 2節 3条 特殊管

第2編 第3章 2節 3条 特殊管

表2-3-10 特殊管

表2-3-10 特殊管

呼 称	規 格	備 考
遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
多孔陶管	JIS C 3653 附属書2「多孔陶管」	
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管	
ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管	
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管	

呼 称	規 格	備 考
遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
多孔陶管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書2「多孔陶管」	
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管	
ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管	
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管	

第2編 第3章 7節 1条 一般照明器具

第2編 第3章 7節 1条 一般照明器具

表2-3-11 照明器具

表2-3-11 照明器具

呼 称	規 格	備 考
照明器具	JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則	
	JIS C 8105-2-2 照明器具—第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-2-3 照明器具—第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-2-5 照明器具—第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-3 照明器具—第3部：性能要求事項通則	
	JIS C 8106 施設用LED照明器具	
	JIS C 8113 投光器	
	JIL 3004 ハロゲン電球用照明器具	
	JIL 4003 Hf蛍光灯器具	
	JIL 5002 埋込み形照明器具	
	JIL 5004 公共施設用照明器具 (2013年版)	

呼 称	規 格	備 考
照明器具	JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則	
	JIS C 8105-2-2 照明器具—第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-2-3 照明器具—第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-2-5 照明器具—第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-3 照明器具—第3部：性能要求事項通則	
	JIS C 8106 施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具	
	JIS C 8113 投光器の性能要求事項	
	JIL 5002 埋込み形照明器具	
	JIL 5004 公共施設用照明器具	

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)	新条文(R3.10)																																																																																							
<p>第2編 第3章 12節 1条 電柱</p> <p style="text-align: center;">表2-3-13 電柱の規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">呼 称</th> <th style="width: 50%;">規 格</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書1(規定)「ボール類」の1種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管柱</td> <td>電気設備技術基準解釈 第59条第7項 (鋼管柱の規格)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼板組立柱</td> <td>電気設備技術基準解釈 第59条第4項 (鋼板組立柱の規格)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>電気設備技術基準解釈 第59条第3項 (鉄柱または鉄塔の規格)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>NTT用品 コンクリートポール</td> <td style="text-align: center;">通信用</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格		コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書1(規定)「ボール類」の1種		鋼管柱	電気設備技術基準解釈 第59条第7項 (鋼管柱の規格)		鋼板組立柱	電気設備技術基準解釈 第59条第4項 (鋼板組立柱の規格)		鉄塔	電気設備技術基準解釈 第59条第3項 (鉄柱または鉄塔の規格)		コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール	通信用	<p>第2編 第3章 12節 1条 電柱</p> <p style="text-align: center;">表2-3-12 電柱の規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">呼 称</th> <th style="width: 50%;">規 格</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A(規定)「ボール類」 A-1プレストレストコンクリートポール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼板組立柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>NTT用品 コンクリートポール</td> <td style="text-align: center;">通信用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-top: 20px;">第3編 第4章 5節 5条 屋内配線</p> <p style="text-align: center; color: red;">表3-4-4 垂直管路内の電線支持間隔</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; color: red;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">電線の太さ(mm²)</th> <th style="width: 50%;">支 持 間 隔 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38 以下</td> <td>30 以下</td> </tr> <tr> <td>100 以下</td> <td>25 以下</td> </tr> <tr> <td>150 以下</td> <td>20 以下</td> </tr> <tr> <td>250 以下</td> <td>15 以下</td> </tr> <tr> <td>250 超 過</td> <td>12 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-top: 20px;">第3編 第4章 16節 3条 B種接地工事の電気工作物</p> <p style="text-align: center; color: red;">表3-4-12 B種接地工事の接地線の太さ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; color: red;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">変 圧 器 1 相 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">接 地 線 の 太 さ</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">100V級</th> <th style="width: 25%;">200V級</th> <th style="width: 25%;">400V級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5kVA以下</td> <td>10kVA以下</td> <td>20kVA以下</td> <td>5.5mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>10kVA以下</td> <td>20kVA以下</td> <td>40kVA以下</td> <td>8mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>20kVA以下</td> <td>40kVA以下</td> <td>75kVA以下</td> <td>14mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>40kVA以下</td> <td>75kVA以下</td> <td>150kVA以下</td> <td>22mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>60kVA以下</td> <td>125kVA以下</td> <td>250kVA以下</td> <td>38mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>75kVA以下</td> <td>150kVA以下</td> <td>300kVA以下</td> <td>60mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>100kVA以下</td> <td>200kVA以下</td> <td>400kVA以下</td> <td>60mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>175kVA以下</td> <td>350kVA以下</td> <td>700kVA以下</td> <td>100mm² 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; color: red;">〔備考〕 (1) 「変圧器1相分の容量」とは、以下の値をいう。 なお、単相3線式は 200V級を適用する。 1) 3相変圧器の場合は、定格容量の1/3 2) 単相変圧器と同容量の△結線またはY結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量 3) 単相変圧器と同容量のV結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量、異容量のV結線の場合は、大きい容量の単相変圧器の定格容量 4) 表3-4-12による接地線の太さが、表3-4-13により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細かい場合は、表3-4-13によるものとする。</p>	呼 称	規 格	備 考	コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A(規定)「ボール類」 A-1プレストレストコンクリートポール		鋼管柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項		鋼板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項		鉄塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項		コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール	通信用	電線の太さ(mm ²)	支 持 間 隔 (m)	38 以下	30 以下	100 以下	25 以下	150 以下	20 以下	250 以下	15 以下	250 超 過	12 以下	変 圧 器 1 相 分			接 地 線 の 太 さ	100V級	200V級	400V級	5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm ² 以上	10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm ² 以上	20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm ² 以上	40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm ² 以上	60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm ² 以上	75kVA以下	150kVA以下	300kVA以下	60mm ² 以上	100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm ² 以上	175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm ² 以上
呼 称	規 格																																																																																							
コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書1(規定)「ボール類」の1種																																																																																							
鋼管柱	電気設備技術基準解釈 第59条第7項 (鋼管柱の規格)																																																																																							
鋼板組立柱	電気設備技術基準解釈 第59条第4項 (鋼板組立柱の規格)																																																																																							
鉄塔	電気設備技術基準解釈 第59条第3項 (鉄柱または鉄塔の規格)																																																																																							
コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール	通信用																																																																																						
呼 称	規 格	備 考																																																																																						
コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A(規定)「ボール類」 A-1プレストレストコンクリートポール																																																																																							
鋼管柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項																																																																																							
鋼板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																																																																							
鉄塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																																																																							
コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール	通信用																																																																																						
電線の太さ(mm ²)	支 持 間 隔 (m)																																																																																							
38 以下	30 以下																																																																																							
100 以下	25 以下																																																																																							
150 以下	20 以下																																																																																							
250 以下	15 以下																																																																																							
250 超 過	12 以下																																																																																							
変 圧 器 1 相 分			接 地 線 の 太 さ																																																																																					
100V級	200V級	400V級																																																																																						
5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm ² 以上																																																																																					
10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm ² 以上																																																																																					
20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm ² 以上																																																																																					
40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm ² 以上																																																																																					
60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm ² 以上																																																																																					
75kVA以下	150kVA以下	300kVA以下	60mm ² 以上																																																																																					
100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm ² 以上																																																																																					
175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm ² 以上																																																																																					

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(H29.10)

新条文(R3.10)

第3編 第4章 5節 5条 屋内配線

表3-4-13 C種及びD種接地線工事の接地線の太さ

低圧電動機及びその金属管などの接地		その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）	接地線の太さ
200V級電動機	400V級電動機		
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6mm 以上 2.0mm ² 以上
3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下	2.0mm 以上 3.5mm ² 以上
7.5kW 以下 22kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	2.6mm 以上 5.5mm ² 以上
37kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8mm ² 以上
—	55kW 以下	200A 以下	14mm ² 以上
—	75kW 以下	400A 以下	22mm ² 以上
—	—	600A 以下	38mm ² 以上
—	—	800A 以下	60mm ² 以上
—	—	1,000A 以下	60mm ² 以上
—	—	1,200A 以下	100mm ² 以上

【備考】 電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。